

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 1 1 月 1 7 日付け、道建第 6 7 号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和 4 年 1 1 月 1 5 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

令和○年度 緊急自然災害防止対策事業 ○緊自－1

市道○○線 災害防除工事

上記事業（工事）（以下「当該事業」という。）は実態として「災害復旧工事」であるが「災害防除工事」として適正であると判断した公文書

- 2 実施機関は、上記 1 の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）は保有していないことを理由に本件処分を行い、令和 4 年 1 1 月 1 7 日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により、令和 5 年 2 月 1 5 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第 1 7 条の規定により、令和 5 年 5 月 1 9 日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 1 1 月 1 7 日付けの「道建第 6 7 号」による「公文書非開示決定処分」を取り消し全部開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることが明らかであることから、それに関連する公文書を保有しているはずである。

実施機関は、当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限もなく確認

を行った事実もないことから、該当する公文書を作成しておらず、不存在であるなどというが、「完全に失当」である。

「緊急自然災害防止対策事業債における道路防災に係る事業の取扱いについて（通知）」（令和〇年〇月〇日国土交通省道路局総務課、同局企画課、同局環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課、同局地方債課連名事務連絡）（以下「国交省等事務連絡」という。）２（２）において、「国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、１（２）の対象事業に該当することを確認する」とあり、国交省等事務連絡の別紙の「市区町村が道路管理者の場合」の⑤において、国土交通省は都道府県（道路担当部局）へ確認するようになっているため、実施機関は、当然、当該事業が国交省等事務連絡１（２）の対象事業に該当するという情報を保有している。仮に保有していないというなら国土交通省の確認の求めに応じられない。

実施機関が言うように、国交省等事務連絡２（５）において、「市区町村が実施する場合の（１）～（４）の手続については、都道府県を経由して行う」とされていること、岡山県（以下「県」という。）以外に当該事業が適正に執行されたか否かを判断できる立場の者は事実上いないこと、県が当該事業が適正に行われたかどうか確認していなければ国土交通省の確認の求めに応じられないこと、また、中国地方整備局地域道路課の担当者は、事務手続を全て県を経由して行っていると証言していることから、県に、当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることは明白である。

以上のことから、実施機関は本件対象公文書を保有しており、本件処分は取り消されなければならない。

〇〇市は、「災害防除工事」と称して「道路改良工事」を行い、不正に国庫補助金の交付を受けている。

第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、審査請求書において、「処分庁は、当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることが明らかである」と主張しているが、国交省等事務連絡２においては、（２）において、「国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、１（２）の対象事業に該当することを確認する」とされており、また、（５）において、「市区町村が実施する場合の（１）～（４）の手続については、都道府県を経由して行う。」とあり、県に当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることを規定してない。

また、国交省等事務連絡の別紙に記載のある「確認⑤」については、国は提出された事業計画について疑義が生じた場合は、計画が適正かどうか判断するために、県を経由して確認を行うものであると認識しており、県がその確認を行うものではない。なお、「確認⑤」の趣旨を国土交通省に確認したところ、都道府県から提出された事業計画について疑義が生じたものがあれば、計画が適正かどうかを判断するため、記載内容等について確認するものとの回答を得ている。このことから、県は、その確認

があれば、市にその内容を確認し、その結果を国へ報告するものである。

当該事業については、国交省等事務連絡に則り、令和〇年〇月〇日に国土交通省中国地方整備局（以下「整備局」という。）から県に対して県内各市町村の事業計画のとりまとめ依頼があったことから、同日に県内各市町村あてに該当がある場合は事業計画を提出するよう依頼したところ、同月〇日に〇〇市から資料の提出があり、他市町村分とともに同月〇日に整備局に提出した。その後、同年〇月〇日に整備局から内定通知の連絡があったので、関係市町村あてに、同日に情報提供、同月〇日に内定通知を行っているが、これらの事務手続においては、前述のとおり「適正に執行されたか否かを確認する義務、権限」がなく、実際に当該事業が適正に執行されたか否かの確認も行っていない。また、これまでもにおいても、緊急自然災害防止対策事業債の事業について、適正に執行されたか否かを確認している事実はない。

なお、市町村が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３年法律第１７９号）第２条に規定する補助金等の交付を受けて実施する道路事業に関しては、同法第２６条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合があるが、当該事業は、同法に規定する補助金等の交付を受けて実施する道路事業ではなく、各自治体が独自の判断で実施する地方単独事業であることから、その対象外である。また、その他にも当該事業について、県に「当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があること」を証明する規定等はない。

以上のことから、県には当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限もなく、実際に確認を行った事実もないことから、該当する公文書は作成しておらず、不存在であり、非開示としたものである。

第５ 審査会の判断

１ 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第２の１に掲げる公文書である。

２ 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第１１条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

第１１条 略

- ２ 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

３ 略

３ 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、国交省等事務連絡において、当該事業の手続は都道府県を経由して行うとされており、また、国土交通省と都道府県（道路担当部局）との間で確認を行うこととされていること、県以外に当該事業が適正に執行されたか否かを判断できる

立場の者は事実上いないこと、及び中国地方整備局地域道路課の担当者は、事務手続は全て県を経由して行っていると証言していることから、県に、当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることは明白であり、実施機関は本件対象公文書を保有していることから、本件処分を取り消し、本件対象公文書を開示することを求めている。

これに対し、実施機関は、当該事業は補助金等の交付を受けて実施する道路事業ではなく地方単独事業であって、国交省等事務連絡においては、当該事業の手続を県を経由して行うこととされているのみで、県に当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることは規定されておらず、実際にそうした確認も行っていないことから、本件対象公文書は作成しておらず保有していないため、非開示としたものであると説明している。

これらの主張を踏まえて審査したところ、当該事業は補助金等の交付を受けて実施する道路事業ではなく地方単独事業であり、国交省等事務連絡においても、当該事業の手続を県を経由して行うことが示されているのみで、県に当該事業が適正に執行されたか否かを確認する義務、権限があることは規定されていないことから、実際にそうした確認を行っておらず、本件対象公文書を保有していないとの実施機関の説明には合理性が認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 5 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 9 月 2 8 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和5年 1 1 月 2 1 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 2 月 2 2 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和6年 3 月 1 9 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和6年 4 月 1 7 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和6年 5 月 3 1 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学 名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。